

・【資料2】新ガイドライン（素案イメージ）第6章「監督」について

①191 頁に「○点検調査は、基本的には、すべての法人を対象として、概ね 10 年を目途に全ての法人に対して行うこととする。」との記載があるが、東京都の公益認定等審議会での経験をふまえると、都道府県が所管するような小規模法人の現状に即していないと考える。第3回研究会で発言したように、小規模法人で前回の検査から指摘項目が減らないか増加する法人も多く見られ、各指摘事項は軽微なものであってもそれが数多い法人には、法人運営に関して根本的な問題が潜んでいると思われる。現在の定期立入検査はそのような法人の運営実態を把握するよい機会となっているため、点検調査を行う時間的間隔はもう少し短く設定することができないか。

②本章に出てくる「監督措置」、「監督処分等」、「監督・処分」という表現は使分けがなされているのか。「監督処分等」の「等」には何が含まれるのか。